

No.	柱	施策	取組	内容	現行計画との比較		担当課
					分類	相違点	
みどりをまもる							
屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全							
1			特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全活用・指定	都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定する制度として特別緑地保全地区や緑地保全地域等があります。市内には2か所の特別緑地保全地区、2か所の緑地保全地域が指定されています（令和5年現在）。これらの制度を引き続き活用し、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組み、新たな指定を行う際の効果検証を行います。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	1 継続		みどり公園課
2			文化財の指定や登録	市内には貴重な文化財が残されており、国指定のものとして下野谷遺跡や玉川上水、小金井サクラなどが、東京都指定のものとして田無神社本殿・拝殿などが、その他市指定の文化財として寺社や樹木などがあります。また、国登録文化財の建物もあります。文化財にはみどりと一体となったものが多く、歴史文化資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。	4 新規掲載	文化財をみどりの一つに位置づけ、歴史文化と一体となったみどりのまちづくりの考え方を示す	社会教育課
3			保存樹木・保存樹林・保存生垣・保全山林の指定	大きく生長した樹木や、連続的に形成されたみどりは、地域にとって象徴的なみどりの空間を形成します。こうした一定の要件を満たした樹木・樹林・生垣については、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、その維持管理に対する支援を継続していきます。 また、地域のなかにある山林については所有者の合意のもと、保全山林として指定し、市民に無償で開放していく制度を継続していきます。	3 拡大	保存樹木・保存樹林・保存生垣は現行計画の取組を継続 保全山林は平成13年からあったものの、現行計画に言及がなかったため記載。民地のみどりをオープンにする制度として今後も活用する	みどり公園課
4			グリーンバンク制度による樹木の保全	所有者が管理しきれなくなった貴重な樹木について、守っていくため、「樹木の提供を希望する方」と「樹木の引取りを希望する方」とを市があっせんし、双方が直接話し合っって樹木の引渡しを行っていただく制度を運用していきます。	2 変更	現行計画では制度の検討までであったが、実現済みのため記載を変更	みどり公園課
都市農地の保全							
5			生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市内にある貴重な都市農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、緑地として周辺の気温を下げてヒートアイランド対策に貢献したり、まちの景観資源として存在価値を発揮します。また、防災機能としては災害時の一時避難所としても機能するほか、台地上では雨水涵養機能を、河川付近では遊水機能を持つなど多面的な機能を有しています。このような都市農地を保全していくために、生産緑地制度・特定生産緑地制度を活用するとともに、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進し、都市農地が維持されるように支援をしていきます。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	2 変更	平成29年度より生産緑地は順に特定生産緑地に移行しているため、記載を変更	都市計画課
6			援農ボランティアとの連携	労働力の不足している農家の手伝いや、農業者と市民との交流、農業への理解を深めてもらうことを目的として、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定事業の活用を推進します。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	4 新規掲載	東京都の援農ボランティア制度の活用を近年始めており、取組として新たに位置づけ	産業振興課
7			農地貸借の促進	高齢化等により所有者が営農が困難になっても、農地として維持されるように都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度による農地貸借を促進します。貸借人自らが営農するだけでなく、市民農園のニーズも高いことから、所有者や貸借希望者の双方に情報提供を行いながら、多様な農地の活用を促進していきます。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	4 新規掲載	H30の都市農地貸借法制定を踏まえ、農地貸借の促進を図り、農業者開設型の市民農園等の創出を促していく	産業振興課

	生態系の保全・再生				
8	市民協働での生態系の調査・観測	市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が形成されています。石神井川は、湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、水辺の生きものがよみがえりつつあります。こうしたみどり周辺の生き物の生息状況について、エコプラザ西東京による野鳥観察講座などとも連携し、市民協働で調査・観測を続けていきます。	4 新規掲載	現行計画では記載が無いものの、市民や学校、指定管理者等との連携により、かいぼりなども近年行われている。このような取組を今後も推進する。	環境保全課
9	自然公園の維持管理	自然な形で雑木林を残す自然公園の維持管理に努めます。特に西原自然公園は市を代表する自然公園であり、園内は武蔵野の自然をそのまま残した形で、ケヤキやクヌギなどの高木が立ち並んでいて、自然の起伏を活かした小道は森林浴をすることができる貴重なレクリエーション空間（フィールドミュージアム）となっています。このような周辺の公園とは異なる機能を持つ自然公園を、引き続き維持管理していきます。	1 継続		みどり公園課
10	学校ビオトープの維持管理	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池があり、生態系の拠点の一つとして保全・活用を図っていきます。市立けやき小では、民間企業や市民団体等と連携し、総合学習の一環として、ひょうたん池のかいぼり作業を行いました。自然環境教育と連動させながら、このような活動を継続していきます。	4 新規掲載	現行計画では記載無いものの、今後も継続するため記載	教育指導課
11	生態系の拠点となる民有地の保全	屋敷林や雑木林など自然林に近いまとまったみどりの空間は生き物にとって重要な棲みかとなります。適切な手入れを行うことで、多様な環境が創出され、生物多様性を確保することができることから、保存樹木・保存樹林などへの補助制度や保全山林の指定制度を活用しながら、このような空間の維持管理に努めます。	1 継続		みどり公園課
	市民協働による公園緑地の維持管理				
12	指定管理者制度の活用・拡充	公園緑地の管理においては、指定管理者制度（民間事業者や団体等に公の施設を管理させる制度）が活用されており、一定の成果を上げています。この制度を引き続き継続していきます。制度の利用においては、単独の施設ではなく、複数の施設に対して包括的に制度を活用し、地域や事業者が連携しやすいよう配慮をしていきます。また、行政・事業者・地域が円滑なコミュニケーションが取れるよう体制を構築していきます。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	4 新規掲載	現行計画では記載無いものの、包括指定管理者制度は今後もエリアや対象を拡げながら継続していくため、位置づける	みどり公園課
13	ボランティア等との連携による体制の構築	市内各地の公園でボランティアが活動しており、公園協力会員としての登録制度や高橋家屋敷林保存会、西原自然公園を育成する会、西東京自然を見つめる会などの団体がいる他、市民協働で管理する花壇などがあります。これらの活動を引き続き支援するとともに、市民講座の充実など、団体やボランティアの育成に向けた取組を実施します。	1 継続		みどり公園課

みどりを整える					
老朽化した公園緑地の再整備					
14	老朽化した公園の再整備	市立公園の約3割は30年以上前に供用開始されたものであり、施設等の老朽化が懸念されます。こうした公園施設について西東京市公共施設等総合管理計画と連携しつつ、施設長寿命化の考え方のもと予防保全にも取り組みながら、老朽化した施設の更新を図っていきます。大きな公園の再整備にあたっては、市民意識を聴取する方法や機会を取り入れて進めていきます。	2 変更	市の公共施設管理の基本的な考え方を示す計画として、西東京市公共施設等総合管理計画があり、同計画との整合を図るため、本計画にもその旨を追記	みどり公園課
15	公園機能の再編	市立公園のなかには設置から年月を経て、周辺地域の高齢化により、設置当時とは地域のニーズが変化したものもあります。魅力的な公園を生み出していくためにも、故障や耐用年数の観点から設備を撤去更新する際には、地域の中の近隣の公園同士の機能の役割分担を考えながら、機能を再編する視点を取り入れて、必要な設備の設置を検討していきます。 【西東京公園配置計画（平成30年策定）策定の際のワーキングや市民アンケート等をもとにした方向性】 ○都市農業、食、健康、アート、歴史文化といった多くの市民が関心を持てるような分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくり ○設備の配置ではなく、機能や使い方をベースに設計する公園づくり（植物や動物と触れ合い、生物多様性を感じられる/市民活動や、民間企業の事業フィールドとして活用しやすい/運動やスポーツ、散歩などレクリエーションができるなど） ○使いやすさや担い手の確保・育成、管理コストなど持続性を内包した公園づくり	4 新規掲載	機能再編の考え方は西東京公園配置計画で従前から示されており、みどりの基本計画でも継承していくため記載	みどり公園課
街路樹・植栽の再生					
16	街路樹・植栽の適切な維持管理	道路をはじめとした公共施設における街路樹・植栽は、緑陰を作ってヒートアイランド対策に貢献したり、連続的な景観を形成したり、騒音の障壁や大気汚染の抑制、延焼防止などの機能も果たしている重要な施設です。こうした街路樹・植栽について、日常的な交通の安全面に支障をきたさないよう適正な維持管理を行います。	4 新規掲載	街路樹の老朽化や倒木リスクの課題があり、今後のみどり行政の大きなテーマの一つになっていくため、みどりの基本計画としては新規に記載	道路課
みどりをつくる					
みどりのネットワークの形成					
17	街路樹ネットワークの形成	道路をはじめとした公共施設における街路樹・植栽は、鳥や虫などの生き物にとって移動経路となる重要な空間であるほか、連続的な空間として景観的な重要性も高く、さらに延焼防止帯としての機能もあり、とくに住宅街の多い本市にとっては重要なみどりのネットワークとなっています。既存の街路樹網ネットワークを維持するとともに、都市計画道路を中心に新たなネットワークの形成を進めていきます。	1 継続		都市計画課 道路課
18	民有地のみどりのネットワーク形成支援	みどりのネットワークとして、街路樹のほか、民有地の生垣なども連続性をもった重要なネットワークとなります。特に住宅街においては、貴重な連続的なみどりとして景観や環境面での効果が高いと考えられ、生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等に対する支援を継続していきます。	3 拡大	生垣だけでなく、花壇の造成、フェンスの緑化等を支援対象として拡充しており記載	みどり公園課

公共施設におけるみどりの創出					
19	新たな公園緑地の整備	公園空白地区については、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地（特定生産緑地）の買取等により、公園整備を検討します。特に保育施設周辺における公園空白地区の解消につながる場合には、優先的に公園の配置を検討します。また、駅拠点のまちづくりの検討にあたっては、新たなみどりの創出を検討していきます。	2 変更	公園の拡大の考え方は基本方針として従前どおり示すが、より具体化し、優先的に整備を検討していく場所や公園空白地区に対する考え方を示す	都市計画課 みどり公園課
20	学校の芝生化	本市では、一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生化整備が行われています。これらの芝生化された空間を維持していきます。	1 継続		教育企画課
21	公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進	建築物の壁面緑化や屋上緑化は、ヒートアイランド対策として夏季の建物の冷却効果が期待され、冷房機器の省エネルギー化にもつながります。市では、エコプラザで屋上緑化を実施しているほか、琉球あさがおなど様々な緑のカーテンを毎年育成するなど、今後もこうした公共施設における屋上緑化・壁面緑化の取組を推進していきます。	1 継続		総務課 環境保全課
民有地におけるみどりの創出					
22	開発指導における緑化推進	人にやさしいまちづくり条例に基づく、開発事業における公共施設等の整備基準により民間開発時における緑化や緑の基金への金銭納付を促進します。また、工場立地法に基づき、必要な緑化を誘導します。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	1 継続		みどり公園課
23	都市計画による良好なみどりの景観創出	良好な景観形成や緑地の保全・創出を図るために都市計画と連動していきます。都市計画マスタープランの施策と連携するほか、地区計画の指定により、地域特性に応じたあり方を検討・推進していきます。 【本市の地区計画（令和5年時点）】 泉小学校跡地周辺地区地区計画 向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画 ひばりヶ丘駅南口地区地区計画 ひばりが丘地区（ひばりが丘団地地区）地区計画 ひばりヶ丘駅北口地区地区計画 調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画 新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画 東大生態調和農学機構周辺地区地区計画 ※都市マス、立地適正化計画、地区計画制度の具体的な内容は用語集で触れる	1 継続		都市計画課 みどり公園課
24	緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見える緑の創出を誘導していきます。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	3 拡大	民地の緑化支援として、生垣だけでなく、花壇の造成、フェンスの緑化等を支援対象として拡充しており記載	みどり公園課

	防災力を高めるためのみどりの創出				
25	グリーンインフラの整備促進	<p>市内には内水外を含む浸水予想区域に掛かる地域があり、こうした地域の被害抑制のため、自然の持つ力を借りるグリーンインフラとして、地形的な要素を踏まえて、適切な場所で、適切な緑地を保全・創出していく必要があります。</p> <p>具体的には、大規模な降雨時に、浸水が想定される、石神井川や白子川（暗渠）、新川（暗渠）の周辺において、保水機能がある農地を保全します。また、その外縁の台地上では、雨水の急激な河川や下水施設への流入量を緩和するため、雨水の土壌への浸透を助ける樹林地や農地を保全します。また、人工地盤の多い、幹線道路沿いや新たな開発地においては、緑地の創出だけでなく、雨水浸透施設の設置を合わせて促進することで、急激な流入を最小限におさえます。</p>	4 新規掲載	グリーンインフラの考え方は近年国が推進しており、今後、国の施策の活用も見据えて位置づける	産業振興課 都市計画課 下水道課 みどり公園課
26	公園の防災拠点としての機能強化	地域の防災設備の配置状況をみながら、必要に応じて、防災設備を公園に設置します。泉小学校跡地につくられた泉小わくわく公園では、避難広場として、防災倉庫、災害用トイレ、防災パーゴラ、震災用井戸などを設け、災害に備えており、このような機能強化を展開していきます。	1 継続		危機管理課 みどり公園課
	環境や生態系等に配慮したみどりの創出				
27	自然公園の再生	自然な形で雑木林を残すために、西原自然公園で萌芽更新に取り組むなど、樹木の再生・維持管理に努めます。	1 継続	西原自然公園をモデルに自然公園づくりを推進してきた。引き続き同公園の樹木の再生・維持管理に努める。	みどり公園課
28	地域特性に応じた樹種選定	生態系に配慮した緑化の推進方策として、その地域に合わせた種のみどりを整備していくことがあります。本市においては、ケヤキとハナミズキを市の木として指定しています。街路樹植栽や公園内の樹木植栽等の整備においては、こうした樹種の活用に配慮していきます。	2 変更	現行計画では「西東京市ならではの個性を感じさせる樹種や、武蔵野在来の郷土樹種」という表現。市の木が指定されていることを踏まえ、それらも記載する。	みどり公園課

	みどりを活かす				
	公有地のみどりの多面的機能の活用推進				
29	小規模公園の活用	市立公園の約6割が300㎡未満の小さな公園となっております。西東京市公園配置計画（平成30年策定）に基づき、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら再生・活用を図ります。市民がやりたい企画（アイデア）を市民自身が実現することを支援するため、企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図っていきます。	4 新規掲載	小規模公園の活用は西東京公園配置計画で従前から示されており、みどりの基本計画でも継承していくため記載	みどり公園課
30	河川空間の活用	良質な河川・水路の環境形成のための取組を河川管理者である東京都と連携し、進めていきます。市民や学校、地域と協働での環境教育活動や生き物観察などを行うほか、白子川などの暗渠となっている河川については、健康まちづくりの取組の一環として散策路のネットワークとして魅力向上を図ります。	2 変更	白子川については、緑道や親水空間の整備ではなく、散策路としての魅力向上に努める	みどり公園課
31	公園協議会の活動促進	市民や地域主体によるパークマネジメントを推進するため、公園協議会の活動を促進していきます。本市においては先行事例として、指定管理者と連携した泉小わくわく公園地域協議会が発足し、利用者である地域住民が公園の利用ルールや今後の活用方法について検討しています。このような地域主体の公園の運用のあり方を広げていきます。 ※制度の具体的な内容は用語集で触れる	4 新規掲載	公園協議会制度はH29都市公園法改正に則りできた制度で、本市でも泉小わくわく公園協議会（泉小わくわく公園の会）などで導入されている。引き続き拡大を図るため、新たに位置づける	みどり公園課
	私有地のみどりの活用促進				
32	樹林地の活用	市内には屋敷林や雑木林が点在し、武蔵野の原風景を現代まで伝える貴重なみどりの資源となっております。これらを保存・活用していくために、市はモデルとして、平成24年に下保谷四丁目特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）を都市計画決定し、令和4年には下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定し、保全活用を図っています。すべての樹林地を市の所有地として保全活用していくことは難しいため、私有地のままであっても地域と連携しながら保全活用していく仕組みを検討していきます。	1 継続		みどり公園課

健康づくり・レクリエーションとしてのみどりの活用					
33	レクリエーションのネットワークの活用	みどりの散策マップを公開し、レクリエーションとして楽しめるみどりのルートづくりに努めます。「樹林」「農」「歴史」「地形」「水」などテーマに応じたルートを設定し、多様な人々の関心を誘目性を高めます。ルート上にある都立公園や多摩湖自転車・歩行者道などは、みどりのレクリエーションのネットワークの一つとして、東京都と連携して活用を図っていきます。	1 継続		みどり公園課
34	都市農地の活用	都市農地の多面的機能の一つである、農業を通じた交流では、市民農園や農業体験農園など、市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、農に親しみ、都市の農地の価値についての理解を深める機会となっています。都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の活用により、農業者が開設する市民農園の支援を行うほか、農業体験農園に関する情報発信をサポートし、活用を促進していきます。	2 変更	農地活用の考え方は現行計画でも示されているが、法論として都市農地貸借法の活用の支援を追記	産業振興課
35	拠点施設周辺におけるみどりを活かした景観形成	駅などの交通結節点や市役所庁舎など多くの人が集まる施設付近では、みどりを活かした景観形成を促進します。公共施設においては各施設管理者において創意工夫し、歩道における花壇の設置や公共施設における壁面緑化など、目に見えるみどりを、人のアクセスが多いスポットで増やすことで、みどり豊かなまちの印象を高めていきます。	4 新規掲載	景観形成上、効果的なみどりの創出に向けて、視覚的に見えやすいみどりを、人のアクセスが多いスポットで増やす、という考え方の位置づけを新たに記載	総務課
みどりを活かした循環型社会の構築					
36	せん定枝・草・落ち葉の堆肥化	市では、平成22年度より、家庭で剪定した枝や幹、落ち葉を無料で収集し、資源化事業を進めています。収集した剪定枝は、市外で破碎処理され、堆肥有機肥料や家畜の敷料、公園地面の被覆資材（マルチング）などで再利用されます。ごみを減らすだけでなく、資源として循環させる取組を継続します。	2 変更	現行計画では「仕組みの検討」までであったが、取組として実現しているため記載を変更。	ごみ減量推進課

	みどりを伝える				
	みどりのまちづくりの活動の啓発				
37	ボランティア等みどりのまちづくりを支える人材の育成	市内各地の公園緑地でボランティアが活動しておりますが、年々高齢化しています。行政手続の負担の軽減に努め、既存の団体の維持存続を支えつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けて、市民講座の機会などを活用し、みどりに関する勉強会など、人材育成を図ります。	3 拡大	市民講座と連携し、せん定や樹木に関する勉強会などの取組を検討することで、広く人材育成を図っていくための取組として施策を拡大していく	みどり公園課
38	学校教育との連携による啓発	みどりに親しみ、みどりのことを考えるきっかけをつくる教育を学校のプログラムの中で展開します。例えば、学校農園事業として、総合的な学習の時間等において、年間指導計画に位置付けて、農業体験活動を実施したり、市内農産物の学校給食での活用を図ります。また、学校施設におけるみどりのカーテンプロジェクトの開催、石神井川付近の学校では水質や生き物調査などを行ったり、農地が近い学校では農作業体験などを行ったり、芝生化した学校では芝生化したことによる環境面の好影響を分析したりなどの取組を検討・実施していきます。	2 変更	学校での取組は現行計画での位置づけはあるが、内容を具体化しつつ、近年の取組に寄せた内容に変更	教育企画課 教育指導課
39	研究機関との連携による啓発	市内には東京大学生態調和農学機構（東大農場）や武蔵野大学があり、市内のみどりは研究者や学生の調査フィールドとなっています。これらの研究成果を活かす機会をつくり、市民に共有・還元していく仕組みをつくることで、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図ります。	1 継続		みどり公園課
40	みどりのまちづくりを啓発する企画・イベントの実施	みどりのまちづくりを啓発するため各種企画やイベントを実施していきます。にしとうきょう環境アワードでの取組の顕彰や、西東京市民まつりでの緑化活動や都市農産物のPRなどに取組んでいきます。また、親子参加型のイベントを実施し、中長期を見据えて若い関心層の育成を図ります。	2 変更	普及啓発のイベントは現行計画でも記載があるが、「にしとうきょう環境アワード」など最近の取組を追記	環境保全課 産業振興課 みどり公園課
	みどりのまちづくりを進める手法の周知				
41	市民が活用できる各種制度の発信	市民が緑化活動に参加する際に活用できる制度がいくつかあります。保存樹木・保存樹林・保存生垣への申請や、花壇の造成・フェンスの緑化等の際に利用できる補助制度の普及啓発に努め、民地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進していきます。	1 継続		みどり公園課

実現化方策						
協働体制の構築						
42	行政間の連携	みどりは市域外にも連続していることから、周辺市区や東京都のほか、石神井川が流入する荒川における荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会のような関連する機関との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。国や東京都などに対しては必要な要望を行うとともに、国や東京都が実施する各種の事業との連携を図ります。 ※流域治水協議会の詳細は用語集で触れる	3 拡大	国・都など単体での機関との連携だけでなく、流域治水協議会など広域行政機関との連携について追加記載	下水道課 みどり公園課	
43	行政内の連携（部署横断連携）	本計画の施策を効果的に進めていくために、庁内の連携を強化して、合意形成や課題への対応を検討し、事業の推進・評価・改善といった進行管理などについて、横断的な推進を図ります。また、これらの施策推進に関わる各種情報は、集約・管理によって、適切に市民に提供できるよう努めます。	1 継続		みどり公園課	
44	産官学民の連携（市民・事業者・市・大学）	事業の推進、ソフト施策の充実のため、市民や企業等との連携強化を図ります。公園ボランティア団体や環境学習関連団体など、既存の活動団体を軸に輪を拡げていくほか、公園整備時における市民参加の場づくりなど、つながりを生み出すきっかけの創出を図ります。また、武蔵野大学とは研究活動を通じた連携や、東京大学とは東大生態調和農学機構社会連携協議会を通じた取組等で、みどりのまちづくりにおける協働を目指します。株式会社三菱UFJ銀行が開園したMUFG PARKについては、市民等の公園の利活用を促進します。 市立公園の管理面においては、指定管理事業者を活用し、適切な管理を推進します。	3 拡大	近年の実態を踏まえ、武蔵野大学や東大生態調和農学機構社会連携協議会、三菱UFJフィナンシャル・グループなど産官学民との連携の仕方、方向性について現行計画より拡充して記載	都市計画課 みどり公園課	
45	民民の連携（事業者・市民・団体）	市民の緑化活動の円滑な促進と、活動の担い手同士の交流による活性化のため、公園協議会などにおいて、市民・団体・事業者等が定期的に集い、取組や課題を共有し合う場を設けます。また平成25年3月に策定された地域コミュニティ基本方針に基づき、市を4つの地域に分け、南部、西部、中部、北東部の順に4つネットワークを設立しています。この組織の活動の一環で、緑化活動や啓発活動が営まれており、これらの各地域協力ネットワークと連携しながら、みどりのまちづくりを地域全体で支えていく体制を整えてきます。	4 新規掲載	民民同士の自発的で自由な連携のあり方を位置づける 近年活発化している地域協力ネットワークとの連携を軸に検討していく	協働コミュニティ課	
財源の確保						
46	民間との連携による効率的な事業の運営	指定管理者制度や設置管理許可制度などにより公園緑地の維持管理や活用において、民間活力を活かしながら、効率的な事業推進を図ります。	1 継続		みどり公園課	
47	みどり基金の活用	西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づき、開発に際しての金銭納付の受入を実施し、みどりのまちづくりにおける財源として確保します。	1 継続		みどり公園課	
48	多様な財源調達	クラウドファンディング、ネーミングライツ、国・都の補助金等の活用を図り、みどり行政における財源調達を多様な形で検討します。	3 拡大	クラウドファンディング、ネーミングライツなど、財源調達の手法について拡大して検討していく	みどり公園課	
49	効率的な行政運営	中長期を見据えたみどり行政運営、市民サービス利便性の向上のため、ICT技術の活用を検討しながら、効果的に施策を実施していきます。取組の一つとして、西東京市公式LINEによる通報システムの活用により、パトロールの目を市民に代行していただく取組を継続していきます。	4 新規掲載	効率的な行政運営に向け、ICTの活用を進めていくことを新たに位置づける	みどり公園課	

	計画の管理				
50	計画進行における役割分担の明確化	みどりの基本計画を総合的かつ計画的に推進するために、行政、市民・団体、事業者、研究機関等、それぞれが、まちづくりの担い手であることを認識しつつ、協働体制をつくり、実行していきます。各施策ごとに施策の担い手を明確にし、進捗を管理監督する立場を行政の担当課が担います。とくにみどり公園課においては、本計画全体の協働体制構築のマネジメントを担う役割として「市民協働担当」を設置し、調整・コーディネートに努めます。	3 拡大	役割分担の明確化を位置づけるが、課内において市民協働担当は恒常的な担当として設置を検討していく	みどり公園課
51	計画の進捗の評価体制の構築	みどりの基本計画の進行管理は、各施策の担当部署により指標や施策の実施状況を定期的に把握し、施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定などについて検討を行います。計画の実現性を高めるため、みどりの現況や施策の進捗状況などを評価し、緑化審議会に諮りながら、必要に応じて計画の見直しを行います。	4 新規掲載	計画の検証・マネジメント体制の構築の考え方を新たに位置づけ、計画の実効性を担保していく	みどり公園課
52	必要に応じた計画の見直し、再検討	本計画の取組を効果的に進めるためには、施策・事業の実施状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化などに応じて、適正な見直しを図ることが必要となります。 したがって、目標年度（令和 15年度）の中間年となる計画策定後 5 年を目途として、施策・事業の実施状況を評価し必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。	4 新規掲載	計画の検証・マネジメント体制の構築の考え方を新たに位置づけ、計画の実効性を担保していく	みどり公園課